

ジョン・ロックとトマス・霍ップス

—近代化論争・其の一—

清 水 良 111

目 次

- 一 序説
- 二 トマス・霍ップスの政治理論
 - (一) 背景と方法
 - (二) 権力委譲とその前後
 - (三) ジョン・ロックの政治理論
 - (四) 非英國的論理
- 三 ジョン・ロックの政治理論
 - (一) 背景と先駆者たち
 - (二) 自然状態と政治社会
 - (三) 立法権の優越と革命権

—序 説

自然法と社会契約に関する理論構成は、トマス・霍ップス（一五八八—一六七九）とジョン・ロック（一六一九—一七〇四）の著作、特に前者のリヴィアイアサン（Leviathan）・（一六五一年発行）と後者の市民政府二論（Two Treatises of Government）の二書である。

ジョン・ロックとトマス・霍ップス

一一七

on Civil Government)・(一六八九年発行)によつて、英國において其の頂点に達した。^①だが、自然法の理論にしる社會契約にかんする理論にしる政治思想史上においては、既に古代から存在して來たものである。^②初期のギリシャやローマの学者たちにおいては自然法は否定的にとらえられ、市民法の反対概念として扱われた。^③だがストア学派の下において、この言葉は積極的な意義をもつようになり、道徳法と同じ意義を与えられるようになった。ローマの法律家たちは通常、自然法 *jus naturale* と万民法 *jus gentium* を同一視した。^④そして其れをユス・キヴィレ *jus civile* と区別したのである。^⑤もともと、ウルピアヌスによつて代表される幾人かのローマ法学者は、明確な差異もあげずにユス・ナチュラーレとユス・ゲンチウムを区別した。^⑥中世において通常行なわれた法の分類は、法を自然法と神法と実定法に分けるものだった。自然法は一般に神の法と結びつき、そして神の法に従属させられた。そしてハリにいう神の法の主要原則をプロテスタンントはデカローグ (Decalogue) の中にみいだし、カソリックは教会法 (canon law) の中にみいだすのである。やがて自然法は権威の具現というよりも、むしろ人間の理性の具現であるという考えが次第に前面に姿をあらわしてきた。まったく明瞭ではないけれども、こういう考えが頗著な形をとつてきたのは、フーカー (Hooker)^⑦ やグローチウス (Grotius)^⑧ の著作においてであった。それでもなお、バイブルにもとづくテキストや歴史的な先例が彼らの立論の根拠として用いられたのである。だがホップスは彼らに比較すれば、はるかに不明瞭さの少ないやりかたで其の所論を展開した。ホップスにとっては理性以外に自然法なるものは存在しなかつた。彼にとっては、自然法の諸規定は人間性にもとづく理性から演繹的に得られたものであった。

政治的社會の設立に先立つて自然狀態なるものが存在し、そこにおいては人々は自然法の下においてのみ生活し、自然的権利を保有したのである——斯様な考へかたはホップス以前の著作家たち (たとえばマリアーナやグローチウス^⑨)

スによつても折に触れて述べられてゐた。だが、こういう考へが顯著な形をとるようになつて來たのは十七、十八世紀になつて來てからである。自然状態という概念は歴史的なものであるけれども、それは実証主義的な歴史学の方法によつて調査されたものではない。それは自然法と自然権の必然的な前提であるとみなされてゐたのである。権威の基盤を人民の間に求め、譲渡すべからざる人間の権利という考へを支持せんがためには、国家の権威と法の確立にさきだつ人類の原始的な結合社会を考へておくことが望ましかつたのである。さて、ここにいう自然状態にかんして二つの考へかたがあつた。その一つは自然状態を単純と美德の支配する牧歌的な状態とみなし、市民的な権威の確立によつて此の状態は破壊されたものとみなし、人々は其の状態の再到來を望んでゐると考へる。もう一つの考へは自然状態を闘争と暴力の状態とみなし、この状態は國家が確立されたことによつて修正されたものとみなすが、しかも人が政治的に賢明であり精力的でない限り再びこの状態に復帰する傾向があると考へる。⁽²⁾

中世においては人間の堕落という考へかたが支配的であり、教会は国家に敵対していたので、其の結果神の教えにそもそも政治社会は害悪とみなされ、神によつてみいだされたままの原始的な無政府状態が本質的には祝福された状態であるとみなされた。ところが十六世紀は経済的な変化と政治的拡張の時代となつた。古い秩序は非難され、新しい理念が歓迎された。政治理論家たち——特に王の権力を壮大なものたらしめようとした政治理論家たちは自然状態を極端な野蛮状態であるとみなし、秩序あるよく統治された政治社会をば、文明が実現したもつとも高貴な仕事であると考えた。そして此の考へはまたトマス・霍ッブスの見解でもあつたのである。だがやがてルソーの現われる頃になると、原始的な單純さのもの素晴らしさへの憧れが再び起つて來た。この時代の文献には高貴な野蛮性 (the noble savage) に対する賞讃の辞が多くみられる。たとえばルソーは自然状態を無邪氣と喜びの状態としてえがき、彼の時

代の害悪を矯正するための唯一の手段として、自然的な單純性への復帰を要請したのであった。

国家が協定あるいは契約によつて設立されたものであるという考え方もまた決して新しいものではなかつた。そういう考えはプラトンやアリストテレスによつて既に言及されているし批評されてゐる。⁽¹³⁾ 誓約 (covenant) じゅう形で旧約聖書の中ではかれてゐるし、さらには教会を通じて中世政治思想の中にも導入されてゐるのである。⁽¹⁴⁾ 領主と家臣の間の封建的な義務は両当事者の自由意志によつて遂行せられていたものと考えられるが、そういう義務関係もまた、統治者と臣民との間の関係には契約的な基礎があるという考えもあつた。⁽¹⁵⁾ 法学的な面においてそれはローマ法のパートナーシップあるいはコーポレーションと密接なつながりをもつっていた。ウイリアム・オブ・オッカム (William of Ockham) は、市民政府と私有財産の基礎を被治者の同意に求めたのであつた。十六世紀の後半までには、いへじゅう考え方たはきわめて一般的なものとなり、当時の諸君主の臣民に対する絶対的な支配権の主張に抵抗するにあたつて大いに用いられた。それはまたイエズス会の修道士たちによつて世俗的な権威がもつぱら人民的基盤にゆきかへくという考え方をけなすためにも用いられた。それはまた、ビュカナノ (Buchanan) やアルトシウス (Althusius) やランゲー (Langue) の理論の中で指導的な役割を果たした。ある場合においてはそれは眞の宗教を支持せんがための神と人民の間の契約であるとみなされ、或る時には政治体 (body politic) を設立するためのすべての人のすべての人との契約 (a contract of every man with every man) であるとみなされ、ある時にはそれは人民と支配者との間の契約であるとみなされ、この契約によつて権威が人民から支配者に委任される条件が定められるものと考えられた。

英国においてはリチャード・ホーカーが既に一五九四年に其の著 *Lawes of Ecclesiastical Politie* の第一巻において最初の社会契約論を展開した。経済的な利害関係の重要性、新しく出現して來た富裕な商人階級の影響、法律実

務家たちの強い社会的地位——これらがこの国において社会契約論を人気あらしめた要因であった。内乱期間中契約論は王権神授を主張する君主に反抗する民主主義政党の立場を弁護する理論として顕著な役割を果たした。そしてコモンウェルスの時期の公文書は人民の協定 (agreements of the people) の形をとったのである。かくて社会契約論はウイッグ党の政治的信条の中に迎え入れられたが、社会契約説を表現した具体的な文書は、レストレー・ションにつづく反動の時期（一六七二年）にオクスフォードにおいて焼却せられた。だが一六八八年の革命以後社会契約説は再び承認された。そしてジョーダンズ二世の放逐は、同王がまちがえた政治を行なうこと (misgovernment) によって王と人民の間の原初的契約に違反したという理由によって正当化されたのであった。⁽¹⁵⁾

自然関係を市民関係に交代させた社会契約論は十七世紀後半および十八世紀の大部分を通じて、指導的な思想家たちによって一般に受諾されるところとなつた。それは王権神授説に交代し得る唯一の合理的な理論であるように思われた。それは專政的王権を制限する方法を示しているが故に自由を擁護する人たちの心に訴えたのである。神学的な解釈方法からの別離を求めていた哲学的な思索家・合理的な思索家たちは此の理論を採用した。なぜならそれは従来は論議することも批評することも出来なかつた權威に人間的基盤を与える論議と批評を可能ならしめたからである。

さらに社会契約論は社会の進化に対して人間の自覺的な意志がはたす役割を強調し、自然権を保持する個人の利害関係を第一次的な重要性を有するものとして考えたが故に、多くの人に訴えたのであった。この理論は本質的には非歴史的なものであり、後にヒューム、ベンサム、バークおよびカントなどの諸学者によつて批評され論破されるに至つたが、⁽²⁰⁾英國アメリカおよびフランスにおいて巨大な影響力をもち、ロックやルソーの著作を通じて近代民主政治と個人の自由を実現した諸革命の基礎を構築したのであった。この論文はかかる大きな社会的影響力をもつた社会契

約論の構築者のうちから特にホーブスとロックをとりあげ、両者の比較検討の中から英國における近代政治思想の成立過程を概観しようとするものである。

二 トマス・ホーブスの政治理論

（一）背景と方法

英國人による最初の包括的な政治哲学の書物はトマス・ホーブスによって書かれた。⁽²¹⁾ ホーブスは元来学者であつて党派心をもつた政治家ではなかつた。彼は自ら著作をなすにあたつて永遠の真理の問題を取り扱つてゐると思つていたのであり、あらゆる時代のために役立つ書物を書いてゐると思つていて。だがそれにもかかわらず、彼は彼が生きていた時代の諸問題に大きく影響を受けたのである。彼の生活は王朝派(Royalists)の人たちと密接なつながりをもつていた。だが彼の理論の絶対主義的な傾向にもかかわらず、それは王朝派の中の聖職権支持者たちの間に烈しい敵意と反対をまきおこした。それはホーブスがローマ・カソリック教会の力について否定的な態度をとつたばかりでなく、 angiличан・チャーチを単なる國家の一機関たらしめようとする考え方をもつっていたからである。ホーブスはピューリタン革命が生んだ無法と混乱の中で大いに悩まされたのであった。彼が好んだのは秩序ある和解であつて、彼の考えによれば、反君主主義者たちによつて提示されていた自然法理論はかえつて無政府状態をもたらすものであつたのである。

彼は王権神授説を信ずることが出来なかつたので、強力な国家と絶対主義的な政府を正当化するために合理的な基準を求めたのである。其の結果、彼は自然法理論と社会契約論を絶対主義擁護のために考究發達させたのであつた。

彼の考えによれば国家主権は疑念をはさむ余地のない従順さを根拠にして成立する。国家とは偉大なりヴァイアサン・人々から成る「巨人」であり、絶對的な統合とあらゆる包括的な權力が其の中に存在しなければならぬ。彼にとつては国家内のすべての結社は「リヴァイアサンの内臓に巣喰う虫」“worms in the entrails of Leviathan”であつた。チューイー朝以前の英國國家は、自治都市、莊園、ギルドおよび教会などのゆるやかな連合体であつたが、ホップスはそういう国家は全く強力な民族的な君主政治 (an allpowerful national monarchy) によって交代させられねばならぬとのべた。主権の不可分性についての理論および法律をば主権者の命令であると考へる理論は、既にフランスにおいてボーダンによつて発表せられていた。英國においてはトマス・スミスが其の著 *De Republica Anglorum* (一五八三年)においてボーダンと同じような主権概念を展開しながら、しかも主権を英國の議会と同一視したのであつた。⁽²⁴⁾ だがスミスの著作においては政治的主権と法的主権および歴史的な主権との間にいくつかの混同がみられたのであり、それに較ぶればホップスの説明はもつと明瞭であり、かつ一貫性をもつていたのである。

ホップスは其の有名な書物の著作をするに当つて歴史的事実に殆んど注意をはらわず、また權威ある著書からの引用といふことにも殆んど関心をもたなかつた。彼は指導的な概念についての慎重で正確な定義づけを以て其の著作を開始し、そこから演繹的に合理的な論理の連鎖をひろげて行つた。當時あたらしく勃興しつつあつた自然科学の影響をうけて、彼は機械的にまた決定論的に人間の性質についての彼の見解を述べて行つた。彼は選択の自由を認めようとななかつた。また人類が原始時代の無邪氣な祝福されていた時代から堕落したのだという中世的理念を信じてもい

なかつた。彼はまた人間は生まれながら大体平等であり、何人も恐怖を超越するほど強くなく、危険性を避け得る程度の弱くはない性質をもつていると考へていた。人々の間には競争があるから自然状態とは無政府と暴力状態の一つであり、すべての人の手は彼の隣人の方にありあげられている。人の生活は「孤独・貧困、不潔、野蛮であり、短い」。そして権利や正義の理念はまだ知られていないというのが自然状態についての彼の解釈であった。

(二) 権力委譲とその前後

政治社会は安全確保への希望から社会契約によつて人為的につくられたものであるというのが彼の解釈であった。自利こそがすべての権威と法の背景にある動機であつた。法は一般の自己保存への欲望の結果生じて來たものである。道徳は法の結果として發生して來たものである。⁽²⁵⁾ こういう訳でホーブスの考へははつきりと功利主義的であつた。道徳は単に便宜手段に過ぎなかつた。⁽²⁶⁾ 自己保存の必要が人々に統合することを余儀なくさせ、また行為の規則あるいは法律に従うことを余儀なくさせた。そしてこれらの行為規則あるいは法律が道徳上の諸規則をつくりだした。ホーブスはまた自然権と自然法の間に区別をした。自然権とは、思うように彼自身の力を使用せんがためにすべての人々が彼自身の存在を維持するためにもつてゐる自由であつた。一方、自然法とは、理性によつて発見される規則であり、人が其の存在を維持するためには都合の悪いことは、何事であつてもこれを禁止するものである。人々のもつ平等な自然権は、自然状態を戦争状態たらしめた。自然法は人々をして国家および主権者を設立せしめ、これによつて自然状態——戦争状態から人々を避けさせた。そしてひとたびこのことが為されるならば、其の後は主権者の意志は唯

一の本当の法となるのである。

平和を保障せんがため相互協定によつて政治社会を結成するに至つた個人個人は、彼らの自然権を放棄して彼らを畏敬状態の中におくとともに彼らの行為を共通の利益に向けさせるような或る共通の権力にこれを移譲せざるを得なくなつた。この権力を受けとる人 (one man) やまたは団体 (one assembly of men) が主権者であつた。だが注意すべきことは主権者はこの契約の当事者ではなかつたということである。⁽²⁵⁾ 契約の当事者は社会の中の個人個人であつた。そして主権者はこの約束の結果として生じて来たものである。それ故彼は無限の権力の代表機関であり、奪い去ることの出来ない権威をもつた機関である。まつたくのところ、彼は彼の権力を委任することは出来るかも知れないが、彼の権力が彼から奪い去られるということはあり得ないのである。契約はひとたび為されればこれを破ることは出来ない。最初に主権者に権力を委譲する契約が決定的に重要なのであって、それ以降は主権者の同意なくしては別の契約がなされることはない。前の契約が他のすべての契約を無効にしてしまうのである。何故ならば、契約に従うことを拒否する人は、原始的な戦争状態に逆行し破壊されてしまうであろうから。

〔三〕 主権の性質と実定法論

主権は必ず一人の人間に付与されるべきだということをホップスは主張してはいなかつた。⁽³⁰⁾ だが彼は君主政治がむしろ望ましい政府形態であると信じていた。⁽³¹⁾ 何故ならば君主政治は羨望や自利追求の情熱 (passion) によって支配されることや、内戦による崩壊の憂目に遭うことがもつとも少ないのであると彼は考えた。⁽³²⁾ 彼は主権は絶対であり分割

することは出来ないということ、また主権は单一の機関の中に位置しなければならないということを主張した。⁽³³⁾ 権力を制限されている王は主権者とは言えない。何故なら彼はそれを制限する権力をもつ人々に優越できないからである。⁽³⁴⁾ またホーブスが社会契約による国家の設立について述べる時、彼はそういうことが歴史上実際におこったということを強調してはいなかつたことに注意する必要がある。彼は自然状態をむしろ論理的で通常な人類の状態であると考へていたのであり、政治組織はそういう状態を限定しているものと考えたのである。

たとえ暴君政治の場合であっても臣民の抵抗権ははつきりと否認された。不正な統治者の処罰はただ神にのみまかされるべき事である。臣民の自由の範囲は主権者が禁止していないことの中に限られる。⁽³⁵⁾ また自らを他に放棄し得ないこと、自己保存のこと、自らを告訴しないこと——これらの自然権の中に臣民の自由は存する。他方主権者は臣民を保護するために設立されたものであるから、臣民の義務が正当であるのは、主権者がこの役割を果たし得る限りにおいてである。⁽³⁶⁾ もしも主権者に対する抵抗が既に多数者によって行なわれてしまつており、あるいは多数者が死刑をも辞さない不退転の決意で反抗運動に踏み切つてしまつてゐる場合⁽³⁷⁾、彼らは其の行動に参加し、たがいに援助し防衛し合う自由をもつ。その場合主権者は平和を維持することに失敗したのであり、それ故彼の合法的な権利は消滅することになるであろう。ホーブスの著作はこの部分で論理的な混乱に陥つてゐるといわれている。⁽³⁸⁾ だが彼は温情主義の政治に加担している訳ではない。主権者は詳細に立法を行なう権利をもつてゐるが實際において彼は平和をみださないものは何であれ許可すべきであると考えた。法律は数少なく簡単であるべきである。ホーブスには社会福祉の推進者としての國家という考えはなかつた。それは野蛮な本能から人々を保護するために要求される必要な害悪であったのである。

ホップスは法律をば臣民に對して向けられた主権者の正式の命令であると定義し、法律を道徳および政策からはつきりと區別した。法律を作成したり廢止したりする權限をもつのは主権者だけであった。だが主権者自身は法の上にある存在であり法に従うものではなかつた。ホップスは自然法を “Do not that to another, which thou thinkst unreasonable to be done by another to thyself” という一文中含まれていふとし、それ故、何の布告も公布も必要としないものなのだと述べた。⁽⁴⁰⁾ そして「つくられた法が、かつまた、しらせられるのでなければ、それは法ではない」としてゐるので結局彼は自然法を容認しようとはしなかつたのであるが、それはまた、かりに自然法が存在するものとするならば、誰でも自分勝手に自然法の解釈をすることが出来るからという理由によるものであると一般に言われてゐる。當時英国内には色々な意見があつて、あるいは道徳法を支持しあるいは慣習を支持し、あるいは判例の拘束性を高く評価したが、ホップスはそのような支持や評価を排斥した。そして、主権者の意志を權威あるものとしたのである。

ホップスは主権者は俗世の問題において最高の位置を占めるばかりでなく精神界の問題においても最高であると考へてゐた。だが實際においては彼は信教の自由を認める意見に賛成だったのである。ホップスの時代の英國においてはピューリタンの主張とカソリックの主張が、彼がきわめて大切に考えていた國家の絶対的主権を脅かしていた。彼の一番強い非難はカソリックの教会に對して為された。彼は教会の權利を認めようとせず、また教会がそれによつて人間の精神を支配しようとした教義を認めようとしなかつた。彼は聖職者たちからはげしく攻撃され其の無心論を非難された。當時何年かにわたつてあらゆる種類の自由思想はホビズム (Hobbesism) の烙印をおされたのである。

四 非英國的論理

ホーブスの理論は英國政治思想の中に直接的な後繼者を殆んど見出さなかつた。だがクロムエルが其の独裁的な政治権力を獲得しようと決意するにあたつては、彼の影響を受けたであろうことは想像される。⁽⁴²⁾ レストレーシヨン期の君主政治擁護論者たちはホーブスを信用しなかつた。なぜなら彼はすべての教会に対してもうして殆んど尊敬心らしいものを示さなかつたし、また王制の起源についての彼の世俗的な学説は、王権神授の理論と衝突したからである。議会の指導者たちはホーブスが君主権の制限を認めようとしなかつたことを嫌つたし、またホーブスが主権者の命令の背後に自然的な立憲的な基本法があることを認めようとしなかつたことに嫌悪心をいだいた。彼の理論が英國において復活したのは十八世紀後半になつてからであつて、ベンサムやオースチンの著作においてであつた。彼が國家を人間的な有機体になぞらえたやりかたは、後に至つてスペンサーや其の他の社会学者たちによって採用された。⁽⁴³⁾ ヨーロッパ大陸においては彼の理論は直接スピノザによつて承継发展させられたのである。主権の絶対的な性質についてホーブス以上に極端な見解をとつたものはいない。マキヤヴェッリも政治を宗教と道徳から分離させているけれども、ホーブスは政治を宗教や道徳よりも上位においたのである。ボーダンは神法・自然法・國際法による主権の制限を認めたけれども、ホーブスは主権を無制限な全面的な権力をもつものとして扱つた。グローチウスは自然法と國際法がすべての国家を拘束していることを教えたがホーブスは自然法や國際法やさらには神法でさえも、それが人に対して拘束力をもつのは主権者の意志を通すことによつてのみであると教えたのである。ホーブスの主権論は結局は絶対主義的

な主権論といえるであろうが、しかし注意する必要のあることは彼の理論はすべての人は元来平等であるという考えの上に成立しているということである。しかも彼はより大きな程度の個人の自由が望ましいという信念にもとづいて其の理論を展開していたということである。社会契約論を絶対主義擁護論へ転換しようとした彼の試みは完全な失敗であった。かくして革命と民主政治へ向つての理論的主軸はロックによつて把握せられることになった。

III ジヨン・ロックの政治理論

一 背景と先駆者たち

一六六〇年の英國王制のレストレーシヨンは王と国教教会の連携を強化した。そして王権神授説と消極的服従説にあたらしい刺戟を与えたのであった。ロバート・フィルマーの著作に大いなる人気が集まり、それが当時の支配的な理論であることを示していた。王とアングリカン・チャーチの支持者たちはトーリー (the Tories) と呼ばれていたが、彼らは王権を制限したり或いは教会と国家における現存制度を自由化しようとするウイッグ (the Wigs) の試みにことごとく抵抗した。彼らは国家は人民の契約にもとづいて成立しているのだという理論、あるいは人民は抵抗権をもつているのだという理論を認めようとはしなかつた。彼らはたゞえ暴政の場合であつても人民には抵抗権はないと考えていたのである。かかる反動の気流の中でハリントン (Harrington) はロンドン塔におくられ、ミルトンの著作は絞首

刑执行人の手によって焼却された。⁽⁴⁴⁾

各派のプロテスタントは信教の自由を主張したが政治において積極的な役割をはたすことはしなかつた。そして彼らが主張していた急進的な政治経済論は、実際面では其の姿を消してしまつたのである。この時期における信教自由の制度化を妨げたものは非国教徒のプロテスタントやカソリック教徒たちの新制度に対する恐怖心であつた。チャーチルズ一世の統治下において教会派の人たち (the church party) は非国教派を自由主義的に取扱う傾向があつたが、カソリックに対しては恐れを抱いていた。だが此の恐れはやがて好意的な気持に変つて行つたようである。⁽⁴⁵⁾ やがてジエームズ二世が王位を継承したが、彼はカソリック教徒であることを公言した人物であつて、国教派と非国教派を統合し、以前からあつた王の特権についての論争を復活させ、ウイッグ党を権力の場に登場させることになった。ジョン・ムズ二世の廢位と革命会議の活動によつて実現したウイリアムとメリーラの王位承継および権利章典の採択は王権主導的政府理論に対する議会主導的政府論の最終的な勝利を示したものであつた。だが一六八八年の革命は共和主義的な政府形態あるいは平等の理論には何らの信もおいていない保守的で実際的な人たちの手によつて行なわれたものであつた。彼らは王権神授説に反対ではあつたけれども、彼らの欲したのは制限的な君主政治であり、貴族主義的な政府管理であつた。英國政治におけるウイッグ派の特徴であるという考え方たはジョン・ロックの政治哲学の中に表現されて行つた。

ロックがあらわれる以前においても、フィルマーの挑戦を受けて立つた人に、アルデヤーノン・シドニー (Algernon Sidney) なる人物がいた。彼は進歩的なウイッグ党員であり、自由に対する確固たる信念をもつていた。シドニーは叛逆罪をもつて告発され、ライ・ハウスの陰謀 (Rye House Plot) の後、処刑されたのであるが、この時彼に向つてな

された非難事項の中には、当時まだ未出版であった彼の著作・政府論 (Discourses Concerning Government) の内容が含まれていた。彼は王権が神から与えられたものであるという考えに合理的な根拠から反駁を行ない、権威は公共の同意にもとづいて成立するものだという理論を展開した。シドニーの著作の中には彼の巨大な歴史研究の成果が充分にありこまれていたが、彼は特にローマ共和国の歴史に魅力を感じていたようである。多くの点で彼の政府論はマキヤヴェッリの「リヴィについての諸講義」(Discourses on Livy) に似かよっていたといわれる。

シドニーは其の限定的契約論を展開するにあたってマルトンの方法に従つた。そして人民は支配者に彼らのあつている或る種の権限を委託するが、いくつかの自由は彼ら自身のためにとつておくのだと説明した。彼はまた契約は契約を作成する人だけを拘束する、あるいはせいぜい契約を作成した人たちの子孫だけを拘束すると論じ、さらに契約は支配者が委託された権限を公共善 (the public good) のために使用している限りにおいて有効であると論じた。シドニーは自由を賞讃したが平等を嫌つた。彼は穩健な立憲制度を好んだのである。彼はレストレーションの暗黒期に自由の焰をもやし続けることに成功した。そして一六八八年の立憲的革命の推進力となつた。

レストレーション期のもともと独創的な思想家はハリファックス侯・ジョージ・サヴァイル (George Savile, Marquis of Halifax) であった。彼はウイッグ党とトリー党との紛争において中間の道を進んで行つたのである。彼はましまつた著作といふものを一つも残していないけれども、彼が折にふれて書いたパンフレットはウイットと金言に満ちており、深い思索と観察の跡を示している。ハリファックスはもともと保守的な性質の人で、穩健な妥協政策を好んだ。ホップスと同様に彼は人間性について悲観的な見解をもつていた。彼は迫害と暴力に反対し、内乱を避けたいと希望をもつていた。彼は制限付の君主政治と制限付の個人的自由を弁護した。また彼は立憲的な合法的な方法を

支持した。彼はカソリック教徒や非国教徒を寛大に扱うことに賛成であった。もつともカソリックに対し役職を付与する」とには反対であった。外交政策の面で彼は英國がオランダとの間に協商関係をもつべきこと、フランスとスペインの間に勢力均衡を維持すべきことを主張した。そしてクロムウェルが弱國よりもむしろ強国を支持したとして其の間違いを指摘した。⁽⁴⁷⁾ 彼は英國の安全を維持するための基礎として、強力な海軍を保持することの重要性を指摘した。彼は経験主義的な精神で政治に接近し、現実に及ぼす作用によって理論の妥当性を検討しようとした。彼は君主主義者たちの王権神授説に反対し、また共和主義者たちの自然権理論にも反対した。大部分の人たちが聖書と先例に行動の規範を求め、あるいは根本原則や自然法を追究していた時代において、彼の考案の近代性は非常に新鮮なものであった。ウイッグ派の理論——特にシドニーやロックによつて展開された理論はフランス国内に多くの支持者をみいだした。シドニーの政府論は一七〇一年にフランス語に翻訳され、ルソーに読まれている。ルイ十四世の王朝において有名な説教師であったルイ・ブルダルー(Louis Bourdaloue, 1632-1704.)は、王の面前でシドニーの理論を説いた。一七五〇年にルネ・ルイ・ダルジヤンソン(René Louis d'Argenson, 1664-1757.)は「政治と自由にかんする英國的理念は、海を渡つて来て当地において採用されつゝある」と述べている。⁽⁴⁸⁾ アメリカにおいてはウイッグ派の理論が植民地人たちによつて採用され、一七七六年の独立宣言や一七八七年の憲法の中にもまだ、しみじんでいる。

〔二〕 自然状態と政治社会

一六八八年の革命の理論家はジョン・ロックであつて、政治学についての彼の主要な著作は議会政党の哲学的弁護

であった。ロックは當時英国内にひろがりつた自由化の雰囲気の中で其の思想を形成して行つた。彼はウイッグ党の創設者であるシャフツベリー卿の秘書であり、実際政治にもいくらかの経験をもつていた。彼の市民政府二論は、元来シャフツベリー卿の政治計画を支援しようとして構想されたものである。彼はスチュアート王朝期の後期に勢力をもつていた宗教的、政治の方針に反対であった。彼は英國国教徒の王権神授説にもフィルマーの王権神授説にも反対であつたし、ホップスが其の社会契約論から演繹した絶対主義理論にも反対하였다。同時に彼は急進的なウイッグ党員たちによつて抱かれていた極端な考え方にも賛成しなかつた。

ロックの市民政府二論のうちの第一部は王権神授説にもとづく王の特權論の誤りを指摘するために書かれたものである。それはフィルマーのパトワリアーカ (Patriarcha) の議論に一点一点反駁して行くところシドニー (Sydney) の方法に従つて行なわれた。其の第二部・市民政府論 (An Essay concerning the True Original, Extent and End of Civil Government) は政府の起源・性質・範囲についての包括的で組織的な議論である。ロックはリヴィアヤサンの理論に縝密に論駁して行くことは避けたけれども、暗黙のうちにホップスに対する理論的回答を意図していたのであつた。ロックはフーカーの理論的影響下にあることを認めている。彼はフーカーから其の主要理念をひき出している。ロックはホップスの個人主義的な考え方だと、政治社会の結成が契約によつて行なわれるという考え方には賛成した。だが其の他の点ではロックはホップス哲学のほとんどすべての前提に反対した。

ロックによれば原始的な自然状態とは、平和と理性がひろく行なわれていた状態であった。それは政治以前ではあつたが社会以前の状態ではなかつた。⁽⁵²⁾ それは無法状態ではなく法的な状態 (rural condition) であった。そして其のような状態をおおう法とは、神学的な基礎をもつた自然法であり、人々はそういう自然法の下に生活していたのであ

る。そしてここにいう自然法を、自然状態の中における人々を指導せんがための理性によつて定められる規則の一体であると定義した。しかもロックにとつては、神自身が純粹の理性なのであり、それ故、神は実際に合理的なのである。⁽⁶⁴⁾ 彼のこういう自然法についての考えは、グローチウスの考え方を継承したものである。ホーブスは自然法を現実の法の反対概念であるとしたが、ロックは自然法を現実の法に先立つ状態であるとした。彼の考えによれば、すべての人は自然法の下において平等であり、平等な自然権を保持している。自然状態の中で自然法の支配に服しながら人はまた自然権を与えられているのであり、それは特に、生命・自由・財産に対する権利であつた。⁽⁶⁵⁾ また、ホーブスと同じように、彼は自己保存の権利を基本的なものであると考えた。彼は自由をば自然的な自由 (the natural liberty of man) と社会的自由 (the liberty of man in society) に分け、前者は人が彼自身の規則として自然法をもつ以外に、地上のいかなる優越的な権力からも解放されていること、人の意志および立法的権威の下に立たないこと。後者はコモンウェルスの中に同意によつて設立された立法権以外の下に立たず、また立法府が受けている信託にしたがつて行なうであろう立法以外に、いかなる意志の支配もうけず、いかなる法律の制御も受けないととした。⁽⁶⁶⁾ そして私有財産は、個人が彼の労働を何らかの対象に没入させた時に、原始的な共有状態からひき出されたものであると彼は考えたのである。

自然状態から社会契約への移行はどのように説明されるのであらうか。ロックはこれを次のように説明する。自然法を構成しているものが何であるかについて、意見の一一致がみられないこと⁽⁵⁸⁾、確立された法にしたがつてすべての紛争を解決する公正著名的な裁判官が存在しないこと、また不正に対しても彼の自然権を維持して行くだけの能力が個人にないこと⁽⁶⁰⁾——これらのことが一緒になつて不確実な状態を生み出し、ついには許しがたき状態になつてくる。その結

果、個人は社会契約という手段によって政治体を結成し、生命・自由・財産に対する彼らの自然権が保存されるという保証と引き換えに、自然法を解釈しこれを執行するという彼らの個人的な権利を、其の政治体に委付するのである。それ故に、ロックにとって契約とは、特定の限定的なものであって、ホッブスが述べたような全般的なものではなかった。さらに、このようにして委付された権力は、単一の人または機関に付されたのではなくて、全体としての社会に委付されたのであった。政治社会あるいは国家の主権者といえども、絶対的なものではなかつた。それは自然法を保護する権力をもつてゐるに過ぎないのである。まゝたくのといひ「主権」 re "Sovereignty" という言葉はロックの政府論の中には現われないのである。⁽⁶¹⁾

さらに、斯様な契約には多数者支配の必要が含まれてゐる。各個人は社会に対して、自然法を執行するという彼の権利を放棄した。⁽⁶²⁾ かくして少数者は多数者の意志に拘束されねばならぬ。そして多数者は必要の場合には力を行使してもよいのである。政治社会の構成員になることについての各個人の承諾は、明示的である場合もあるし、黙示的である場合もある。⁽⁶³⁾ 暗黙の同意は其の社会の中などまること、あるいは其の社会の中で財産を保持することによって与えられたことになる。かくして原始契約の救果は、契約を最初に行なつた人たちの子孫にも拘束力があるものとされたのである。ロックはホーブスよりも社会契約をば、歴史的に起つたこととして見ようとする傾向があつた。だが彼は、社会契約の起源よりも、其のが含んでゐる意味をより重要であると考えていたのである。

三 立法権の優越と革命権

はつきりと述べてはいないけれども、ロックは国家と政府の間の区別をみとめていた。市民社会が設立されたあと、それによって政府が設立される第一番目の契約がなされるという見解を示していると思われる箇所が所々にある。⁽⁶⁷⁾ ホーブスやロックより以前の反君主主義者たちは、それによって支配者の権威がつくり出される人民と王との間の「政府契約」(Governmental Contract) じふうものを強調したけれども、ホーブスとロックは共にそれによって國家が形成される人民間の「社会契約」(Social Contract) を強調したのであった。ロックは政府形態をアリストテレスの伝統にしたがって、二つに分けた。彼の分類によると、それは君主政治(monarchy) と寡頭政治(oligarchy) と民主政治(perfect democracy) であるが、それは国家機構の中で立法上の権威がどこに存するかを基準として考慮されたものであった。⁽⁶⁸⁾ 彼の見解によれば、執行部と司法部は明らかに立法機関に依存しているものと考えられた。だがロックは彼の議論の中に既に含まれていた権力分立論を発達させようとはしなかつた。彼は人民選挙によつて管理される代表たちの手に握られている民主政治を最善の政府形態であると考えた。王から立法権が剥奪されているのであれば、また王の支配権が人民の同意に依存しているということが認められるならば、彼は王を持つということに賛成であった。彼の理念と当時の英國の状況との間には密接なつながりがあったことは明らかである。

ロックは立法府を政府の最高機関とみなしていたけれども、その権力は絶対的なものであつてはならなかつた。政府の背後には社会があり、その社会はいぜんとして従来の自然権を保持したままである。立法府の権力は、其の極限において社会の公共善に限られている。⁽⁷⁰⁾ そしてもしも政府が一般社会の信託に違反するような行動をするならば、社会は政府を解散させることが出来る。不正が明らかになつて来た場合には、人民の多数者は市民政府の権威に抵抗するであろう。人民の同意こそ政府の基盤でなくてはならない。政府の変更が実定法の範囲内で行なわれるかどうか

の問題に、ロックは決してはつきりと正面から取り組もうとはしなかった。彼が現われる以前からあつた抵抗権理論の発達した形態である「革命の権利」についての彼の考えは、彼の理論の中でもっとも影響力の強い部分となつた。

教会と国家との関係については、ロックは神権政治の有効性を認めようとはしなかつた。彼の考えによれば、国家は社会秩序の維持にのみかかわり合いを持つべきであつて、人の精神の問題を取扱うべきではない。⁽¹⁷⁾ 彼は教会を自発的に形成された社会であると考え、強制権は教会には存在しないものと考えた。彼はまた、信教の自由を認めることが好意的であった。⁽¹⁸⁾ 世間に行なわれる諸々の意見は公共の平和を破壊する恐れがある場合においてのみ、国家によつて抑圧されるべきである。⁽¹⁹⁾ カソリック教徒と回教徒と無神論者のみは、寛大に扱われるべきではない。何故ならば、カソリック教徒は外国の権力に忠誠心を抱いてゐるし、回教徒の道徳はヨーロッパの文民制度（European civil systems）と両立しがたいし、無神論者は立派な行為を是認することが出来ないからである。

ロックの理論の中には彼より以前の思索家たちによつて既に開発されていなかつたものは殆んど含まれてはいないけれども、それは自然権や人民統治や抵抗権などの諸理念に、従来見られなかつた明瞭性を与えたのであつた。それはまた社会契約的理念に含まれる個人主義的な意味合いを強調した。ホップスは政府の権威を絶対的なものにしようとしたが、ロックは政府の権威を限定付けようとした。彼は同意の重要性を強調し、またホップスと同様に個人の功利主義的な幸福を最も重要と考えた。ロックによれば、人間の幸せは私有財産とかたく結びついているのである。彼は人間の合理主義と人間社会の人工的性質を過度に強調したのであり、後のルソーにみられたように国家を有機体的に理解することに欠けていた。ロックの理論はまた、彼の先行者に較ぶれば、もっと純粹に政治的であつた。彼は教会と国家を分離したが、それは聖職者階級の独立を確保するためではなく、国家そのものの顕現性を主張するためで

あつた。ロックの理論は本質的に穏和で実際的なもので、ホップス程の明瞭さと論理性をもつていなかつたけれども、彼の時代が抱えていた問題をホップス以上にはつきりと叙述したのであつた。彼はそれによつて人民の同意がより効果的になり個人の自由が保障されるような、政治の経路 (governmental channel) を確立しようとしたのであつた。ロックの諸提案はあらゆる面で実際上の留保を受けた。だが彼の理論は半真理性・躊躇性があつたにもかかわらず、ウイッグ党の指導者たちによつて英國に樹立された政治体制への適応性をもつていたのである。それはウイッグの指導者たちの経済的なレセ・フェールと資本主義の理論を弁護した。ロックの思想の中には急進的な共産主義の理念もなかつたし社会的平等についての理論もなかつた。彼自身に所属するものに対する人間の権利は、生命と自由に対する人間の権利の基盤であるとの考え方から、財産権は人間の基本的権利であるとされた。

後の著作家に対するロックの影響は甚大であつた。ウイリアム・モリノー (William Molyneaux) ⁽⁷⁹⁾ は、アイルランドの自由を要求するにあたつて、ロック理念の実現をほかつたのである。フランスのユグノーやオランダの学者の中には彼の理論を採用したものが多くいる。モンテスキューはロックの権力分立論を彼の著作の主要テーマとして、これを発展させた。ロックの理論はルソーによつてさらに大胆な形式の社会契約へと発展させられた。そしてフランス革命の主要な思想的源泉となつたのである。アメリカにおいては独立宣言やアメリカ憲法の起草者たちが、ロックの理念から多くのものを引き出したのであつた。⁽⁸⁰⁾ 人間の精神と制度の近代化にこれ程大きな影響力を持った人は、ほかに見当らない。

注

- ① したがつて、政治思想史、政治学の書物の中にはこの二人の所説の紹介や批評のために章数を割いているものが多い。次

- ソ連から出る。眞の | 篇やあら。 うなづかのやのうで開拓したのが米々やの範囲の辻りをとむ。 Aaron, R. I., John Locke, London, 1937. Bastide, C., John Locke, Paris, 1907. Brown, I., English Political Theory, London, 1920. Bosanquet, The Philosophical Theory of the State, London, 1925. Bowman, E. F., An Introduction to Political Science, London, 1927. Cousin, V., Philosophie de Locke, Paris, 1861. Coker, F. W., Readings in Political Philosophy, New York, 1914. Cunningham, W., The Common Weal, Cambridge, 1917. Dunning, W. A., A History of Political Theories: From Luther to Montesquieu, New York, 1921. Dunn, J., The Political Thought of John Locke, Cambridge, 1969. Graham, W., English Political Philosophy, London, 1919. Garner, J. W., Political Science and Government, New York, 1928. Hocking, W. E., Man and the State, New Heaven, 1926. Henry, Lord Brougham F. R. S., Political Philosophy, Part I. London, 1844. Hattersley, A. F., A Short History of Democracy, Cambridge, 1930. Hearnshaw, E. J. C., The Social and Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age: A. D. 1650-1750, London, 1928. Jessop, T. E., Thomas Hobbes, Longmans Green & Co., 1960. Jellinek, H., Allgemeine Staatslehre, Berlin, 1922. Jászi, O., Political Philosophy, New York, 1927. Janet, P., Histoire de la Science Politique dans ses Rapports avec la Morale, Vol. II, Paris, 1887. Krabbe, H., The Modern Idea of the State, London, 1922. Laski, H. J., Political Thought in England: From Locke to Bentham, New York, 1920. Lord, A. R., The Principles of Politics, Oxford, 1921. Lowell, L., Essays on Government, Boston, 1889. Murray, R. H., The History of Political Science, Cambridge, 1926. Murray, R. H., Studies in the English Social and Political Thinkers, Vol. II, Cambridge, 1929. Merriam, C. E., A History of American Political Theories, New York, 1918. Morris, C. R., A History of Political Ideas, London, 1924. Martin, K., French Liberal Thought in the Eighteenth Century, London, 1929. Mattern, J., Concepts of State, Sovereignty and International Law, London, 1928. Monson, C. H., 'Locke's Political Theory and Its Interpreters,' Locke and Berkeley, ed. C. B. Martin and D. M. Armstrong, London. Pollock, F., An Introduction to the History of the Science of Politics, London, 1925. Rockow, L., Contemporary Political Thought in England,

- (4) オクタゴナトス・ボーネは「人間・神・自然からなるが如く・万物より成る」の如きを「前著が奴隸を程度にして離れてゐる所だらうある」 と指摘する (Octavio Hall, Roman Law for Students, London, 1928, p. 2.) トイコバニホニテ
 テーダ、[[[[羅所を除くは]法の類たるの操作に就いて jus gentium と jus naturale を區別して取扱われて来た
 レーハ指摘する (W. Addington Willis and David T. Oliver, Roman Law: Examination Guide, London, 1904,
 p. 7). その一方で「裸したままの母の子もいわば代表的な人々を含むもの。」と云ふ (Jolowicz) がキドロヒテ
 ダハ物語が一般的で、その羅所の区別を以て二種類の法と見なされるが (H. F. Jolowicz, Historical Introduction to the
 Study of Roman Law, Cambridge, 1939, p. 104) は Willoughby, W. W., op. cit., chap. XVII.
 (5) jus naturale と jus civile の區別を Willoughby, op. cit., p. 248. Declarerul, J., Rome the Law-Giver,
 London, 1927, pp. 28, 29. Jolowicz, op. cit., pp. 100-105. Muirhead, J., Historical Introduction to the Private
 Law of Rome, London, 1916, p. 216.
- London, 1925. Ritchie, D. G., Natural Rights, London, 1924. Sternberg, K., Staatsphilosophie, Berlin, 1923.
 Sloane, W. M., The Powers and Aims of Western Democracy, New York, 1898. Seeley, J. R., Introduction to Political Science, London, 1919. Vaughan, C. E., Studies in the History of Political Philosophy: Before and after Rousseau, London, 1925. Wallace, W. K., The Passing of Politics, Oxford, 1921. Waldecker, L., Allgemeine Staatslehre, Berlin, 1927. Wilson, W., The State, 1898. Ward, P. W., Sovereignty, London, 1928.
 (2) Engelmann, G., Political Philosophy: From Plato to Jeremy Bentham, New York, 1927. Willoughby, W. W., The Political Theories of the Ancient World, London, 1903. Myres, J., The Political Ideas of the Greeks, New York, 1927, p. 38. Barker, E., Greek Political Theory: Plato and His Predecessors, London, 1918, pp. 123, 159-160, 309. Barker, E., The Political Thought of Plato and Aristotle, London, 1906, pp. 36, 37, 38, 99, 70, 71, 505, 506, 100, 186, 187, 157, 520. Temple, W., Christianity and the State, London, 1928, p. 46ff.
 (3) Barker, E., op. cit., (The Political Thought of Plato and Aristotle, London, 1906), pp. 15, 57, 58, 208, 270, 483, 498, 499, 482.

- ⑥ 旗④の腰帶)にて、やむは次のいふと想應した。『セルシウス Domitus Ulpianus は自然法を人が動物と共にして
しる本體の圖に懸け、しかめやねがハベサリトバセローリ法提要 (Institutes) に採用せざる所立つてばらるが
しおし其れは法學の文獻の中では孤立した意見であり、何處かの『實性のあら法理論の根柢には決してなかつた』
(Jolowicz, op. cit., p. 105)。」この考案がたゞ、圖者を區別したのである。……
- ⑦ ル・トキナガゼル川のせそりから「永恒法 (the eternal law) を思えしよ (R. W. Carlyle and A. J. Carlyle, A History of Medieval Political Theory in the West, Vol. 5, London, MCMXXVIII, p. 38)
- ⑧ Decalogue を引く Encyclopedia Britanica, Landon, 1957, Vol. 7, p.120
- ⑨ Richard Hooker による Alexander Passerin D'Entreves, The Medieval Contribution to Political Thought, Oxford, 1939, Chap. VI. Wilson, op. cit., pp. 9, 10, 11.
- ⑩ Hugo Grotius による Knight, W. S. M., The Life and Works of Hugo Grotius, London, 1925. Figgis, J. N., Studies of Political Thought from Gerson to Grotius: 1414-1625, Cambridge, 1923, Chap. VII
- ⑪ Juan de Mariana による Figgis, J. N., op. cit., pp. 30, 141. Murray, R. H., The History of Political Science, Cambridge, 1926, p. 142. Dunning, W. A., A History of Political Theories from Luther to Montesquieu, New York, 1919, p. 68ff.
- ⑫ 総合的國體の資料として Doyle, P., A History of Political Thought, London, 1933, p. 82ff. Watson, J., The State in Peace and War, Glasgow, 1919, pp. 68~80.
- ⑬ Garner, J. W., Introduction to Political Science, New York, 1919, p. 95 は、おもねる社會形統治はヘンリイ
Willoughby, W. W., op. cit., p. 241ff. ル・トキナガゼルの政治思想における人民の資質をぐれた王者に対する統治權の委付
ル・トキナガゼル・Engelman, G., Political Philosophy, London, 1927, pp. 42, 43
- ⑭ Gierke, O., Political Theories of the Middle Ages (English Translation by F. W. Maitland), Cambridge, 1922, p.
90 なども、1 ハセの論述の點に注目する。
- ⑮ 十四世紀の最初の四分の一世纪に、ジヤン・ジャン (Jean Jandun) がパリ大学で王權は人民固有のみのであり彼はそれを統

規範は公法であるが、その権限は元老院の「Lex Regia」の解釈の復活である(D. J. Hill, *The People's Government*, London, 1915, p. 66)

(2) Declarueil, J., op. cit., pp. 222-231, 152, 346.

(3) Allen, J. W., *A History of Political Thought in the Sixteenth Century*, London, 1928, pp. 336-342.

(4) Lee, R. W., *The Social Compact*, Oxford, 1898, pp. 17-27.

(5) Henry, Lord Brougham F. R. S., *Political Philosophy*, Vol. I. London, 1844, pp. 34, 35. (The House of Commons of the Convention Parliament, in January, 1689, passed a resolution that James II. had "broken the original contract between king and people," and this..... was given as the ground for declaring the throne vacant;) ベベコト、自然法と社会契約にかかる理論の史実の交錯は英國は勿論其の頂点に達したのやうだ。

(6) Watson, J., op. cit., pp. 116, 117, 147. Farrel, H. P., *An Introduction to Political Philosophy*, London, 1917, pp. 170, 171.

(7) 彼の政治理論は次の三事の構成から成るに外ならぬだ。 De Corpore Politico, 1640. De Cive, 1642. 及び Leviathan, 1651.

(8) Engeliman, op. cit., p. 149

(9) F. W. Maitland は「時代の最も注目される哲人」と評称している。 "the Rev. Prof. Dr. Sir Thomas Smith, Kent,, Dean of Carlisle, Provost of Eton, Ambassador to the Court of France and Secretary of State to Queen Elizabeth"

(10) Murray, R. H., *The History of Political Science*, Cambridge, 1926, p. 65

(11) 道徳は実定法より從属する。故にした社会が実現した時より前の道徳法が効力をもつ。國家法はその形式的なもの

で、道徳を肯定する法は優先するべきである(Robertson, G. C., Hobbes, London, 1901, p. 143)

(12) Rickaby, J. は其の著・*自由憲法の國の英國新教徒・ロバートソン・1650年代の英國風* There is nothing moral in Hobbes's philosophy とし (チャーチルの政治思想はマクダーリーの母國でも)

(13) Garner, J. W., *Introduction to Political Sciences*, New York, 1910, p. 98.

- (28) Murray, R. H., op. cit., p. 210
- (29) Ibidem.
- (30) Murray, R. H., op. cit., p. 209.
- (31) Cranston, M. ed., *Western Political Philosopher*, London, 1964, p. 47. Caspary, A., *Geschichte der Staatstheorie im Grundriss*, Berlin, 1924, p. 34. (本文で「私は帝王政治がむしろ獨裁的」政府形態であるとするのがホーリーの見解であるが、おどたが、カスペリの本ではむしろ聖職者による政治表現も強調と強い表現がされてくる。カスペリは「一番合意的なのは神主政治である」と言つてゐる。ホーリーの解釈は「ソラガ・クルハベヌの方が正確である。」)
- (32) Leviathan, Chap. XIX. Lord, A. R., op. cit., pp. 72, 73, 74.
- (33) Lee, R. W., *The Social Compact*, Oxford, 1898, p. 46
- (34) Lord, A. R., op. cit., p. 73
- (35) Leviathan, Chap. XIX
- (36) Leviathan, Chap. XXI
- (37) Leviathan, Chap. XXI, Coker, F. W., op. cit., p. 338
- (38) Leviathan, edited with an introduction by Michael Oakeshott (Basil Blackwell, Oxford), p. 143
- (39) 何故だらいの船介やな、革命権が是認されじよるなど思えるが、いわゆる「いの娘ひへじて水田洋氏は、岩波文庫本の翻訳の四十一頁の註によると、「これは革命権の消極的は是認をさみかねむおほく。しかし、あれいかにホーリーは、積極的に革命をなすか權利を規定す」）おぼくでおひおれ。
- (40) Leviathan, with an introduction by Henry Morley, 3rd ed., London, 1877, p. 126
- (41) 水田洋氏・前掲書・111頁「Law made, if not also made known, is no law.' Oakeshott, M., op. cit., p. 176
- (42) Graham, W., op. cit., p. 49
- (43) Lee, R. W., op. cit., p. 60
- (44) James Harrington (1611-1677) は「ソラガ・クルハベヌ」の著者・ホーリー

昭和廿一年・四月一五日。John Milton (1608-1674) による Coker, F. W., op. cit., pp. 279-297.

(45) チャーレズ二世には事実、宗教的信念など存在しなかつた。彼はローマの教会が王によって一番便利な存在であると考えていた。死ぬまわりに彼は自分がカソリック教徒である旨を宣言した。だが彼は實際には懷疑主義者であったのである (Ramsay Muir, British History, London, 1929, p. 291)。したがって彼の宗派についても特に熱心になることはなかった。されば、キリストの宮廷とはカソリック、キバリエ議会は英吉利国教監督制度のプロテスチアント、国民、特に中産階級や下層社会の多数は非宗教信者であった (ポール・ニコル・高山一彦訳・英國史・白水社・一九六七年・五八一六七頁)。

松浦嘉一・英國史・研究社・昭和十七年・一七三一一七頁)

(46) ジョン・アダムズによれば、アメリカ革命の原則はアリバートン、チャーチル、リギー、キケロ、シニー、ヘコムヘル等の古ローランの原則である。シニーはキケロのあと、ヘコムヘルの前にあげられてゐる。彼の主要著書は *Discourses concerning Government*, 1689. である (Murray, op. cit., p. 281)。W. K. ウォーレスはアメリカ革命を推進した人たちの心の動機になつた人のひとりハーリー、ハーリー、ジョンソンは、ヨーロッパをあげてゐる (Wallace, W. K., *Passing of Politics*, London, 1924, p. 174)

(47) 当時はフランスの力がルイ十四の指導下にまさに強大になり、チャーレズ五世やチャーチルのスペインよつて、ヨーロッパの自由ならびに英國の自由にとって重大な脅威となるであつたと考へられてゐた。だがクロムエルは一六一一年一九年間に英國の権勢がエリザベス朝時代のそれにくらべるとゼロに近づいており、そのことを無視してかかる英國権勢の落第期以前にひらく英國において持たれていた古い外交政策の理念をもつてゐて、フランスの必然的危険性を見破るゝことが出来なかつた。彼はスペインをプロテスタンティズムおよび英國にとっての古来からの敵“ancient enemy”であると考へ、フランスと同盟してペイイへめたかつたのである (Ramsay Muir, British History: A Survey of the History of all the British Peoples, London, 1929, pp. 255, 287)

(48) Robert Livingston Schuyler, *The Constitution of the United States: A Historical Survey of Its Formation*, New York, 1923, p. 28. James M. Beck, *The Constitution of the United States*, New York, 1924, p. 20.

(49) ヨーロッパの關係について Cranston, M., Locke, New York, 1961, pp. 10-13

(50) Gough, J. W., ed., *The Second Treatise of Government by John Locke*, Oxford, 1966, pp. x. xi.

(51) Cranston, M., op. cit., pp. 15-16.

(52) Dunn, J., *The Political Thought of John Locke*, Cambridge, 1969, p. 103

(53) Dunn, J., op. cit., p. 106

(54) Dunn, J., op. cit., p. 194.

(55) Cranston, M., op. cit., p. 16.

(56) Gough, J. W., op. cit., p. 13

(57) 「最も調査の大部が共有状態にあつたと共に、しかるゝやんとしに人類が利用し得るよりおなづかに多くあつた状態ふつて存在する共有物の上に、誰かが血ひすよんに労働を付加した時には何時でも、其の労働によつて財産権が発生した」(John Locke, *Two Treatises of Government*, London, MDCCXXI, printed for Whitmore and Fenn, Charing Cross; and C. Brown, Duke Street, Lincoln's-Inn-Fields, p. 225) 「この地球ならびにほかの劣等被造物はすべて人の人にとって共有のものあるが、しかもすべての人は彼自身の人格の中にある財産をもつてゐる。そしてこの財産に対しては彼以外に誰も権利をもつてはならない。彼の肉体の労働ならびに彼の手の作業はまさに彼のものであると我々は言えるであらう。されば自然が設けかつ置き残した状態から彼が引き出すものは何でも、彼がそれに労働を混入せしめたものであり彼自身のものであらむものをそれに混入させたのである。そしてわれによつて彼はそれを彼自身の財産にしてゐるのだ。財産は彼によって自然の中にそれがおかれている状態から引かれ去わねどらるのであり、この労働によつて他人の共有権を排除するそれに付加された或るものもいへどある」(Gough, J. W., op. cit., p. 15.)

(58) いわゆる「次のもとに表現つた」。'the law of nature begin unwritten, and so nowhere to be found but in the minds of men, they who through passion or interest shall miscite or misapply it, cannot so easily be convinced of their mistake where there is no established judge' (Gough, J. W., op. cit., p. 69) もよほど、次のもとに述べべ。'in the state of nature every one has the executive power of the law of nature,' (*Two Treatise of Government* by John Locke, London, 1821, Printed for Whitmore and Fenn, Charing Cross; and C. Brown,

Duke Street, Lincoln's-Inn-Fields, p. 197)

(59) 市民政府」[譯・第1]編・四七五節

(60) 回右・西井六編

(61) Laski, H. J., op. cit., p. 36. Gettell, R. G., History of Political Thought, New York, 1924, p. 225

(62) John Locke, Of Civil Government and Toleration, with an Introduction by H. Morley, London, p. 60 『人々の多数和支配理論』其の基礎よりして Macpherson, C. B., The Political Theory of Possessive Individualism, Oxford, 1962, pp. 252-255.

(63) Gettel, R. G., ibid. やへへへは「多数者支配は暴君治世になら得る。だが共通に認められた手続のなゝ國家は眞理たる無秩序状態のたれども」[訳・トマス・モンソン, C. H., Locke's Political Theory and Its Interpreters, Armstrong, D. M. and Martin, C. B. ed., Locke and Berkeley, London, p.197]

(64) Dunning, W. A., A History of Political Theories: From Luther to Montesquieu, New York, 1919, pp. 352, 353.

(65) Dunning, W. A., ibid.

(66) クラハスムハヨモレバ、「ロックは社会契約が実際にに行なわれたものと信じてた。人がかゝて自然的な無政府状態の中に暮してゐる、それから結合して政治社会を形成したのは歴史的な事実である」とロックは信ひていた。」 Cranston, M., Locke, N. Y. 1961, p. 15 だが、アーロン (Aaron, R. I.) は次のよう述べて社会契約が歴史的事実であるとする説を痛烈に批判している。「政治社会が社会契約によつてはなつたところのば、本物ではない。自由人が契約関係に入り、そしてそれによつて政治集団を創設するといふいの理論に対しても、歴史の社会学的知識の支持を与えない。通常ば、社会が原始的であればあるばく、其中にいる個人個人の自由の度合は少な。そして政治社会発生前の国家 (the pre-political state) の自由な個人へば、政治理論家の架空の創造物 (a mythical creation of the political theorist) であるべし」とある。

(67) Locke, Of Civil Government and Toleration, with an Introduction by Henry Morley, Chaps XII, XIII. Vaughan, C. E., Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau, London 1925, p. 14 ff Lowell,

L., op. cit., p. 153

- ⑧ Laski, H. J., op. cit., p. 38. Vaughan, C. E., op. cit., p. 141. 本政府 II 謂・第 II 章・十章。なおロックが民主政治を a perfect democracy と呼んでゐるが政府形態を Königtum, Aristokratie, Politie とせず、それが失敗した場合の川へは Tyrannis, Oligarchie, Demokratie などと呼ぶのが適切といふ。失敗したゆゑの感じおわむたる perfect と呼んでいたので Caspary, A., op. cit., p. 11)。しかし oligarchy の方では、アリストクラシーの区別を気にしないだらう。日本語に完全民主政治と完全の序をつけなかつたのは、有名な政治学者がロックの政府形態の分類について述べる場合、通常それを省略するからだ。たゞえども Laski, op. cit., p. 38. Dunning, op. cit., p. 355. Engelman, G., Masterwerke der Staatsphilosophie, Berlin, 1923, S. 143.

⑨ ロックは市民政府二論・第II部・十章で権力を立法権と執行権と外交権 (federative power) に分けて。 federative power を連邦権と訳すのに外交権と訳したのはロックの説明からその方が適切と思えたからである。それは別個のローマ・ハルスの構成員との間に生ずる紛争や損害賠償の支払にかんして公的団体としてのローマ・ハルスが団体全体としてこれを処理する権力であり、この権力には戦争と平和、連盟と同盟にかんする権力などはローマ・ハルス以外のすべての人および社会との間の取引権が含まれる。 J. W. Gough, ed., The Second Treatise of Government, Oxford, 1966, p. 12. の外交権は通常は執行権ではないものであら。 Janet, P., op. cit., p. 211. リギリヤの区別は、特別の価値をもつてゐる。 Laski, H. J., op. cit., p. 40

⑩ J. W. Gough, op. cit., p. 68

⑪ Gough, op. cit., p. 109

- ⑫ ロックがロバート・ヘイルマーの族長懇摈的な考え方にはいからと訛り別して、絶対主義理論に組織的な反駁をはじめたのは一六八一年の或る時点にあつてやあつて、それ以前のロックの政治に関する考察の多くもみても革命権についての叙述は眞切のだ。 (John Dunn, The Political Thought of John Locke, Cambridge, 1969, p. 48)。だが注意する必要があるのは、彼は抵抗する人が誰かしきは同時にどう譲じたのではなく、種の状況下における何故人が抵抗権をもつてゐる。

へようになるのかについて論じたのである (J. Dunn, op. cit., p. 50)。彼は次のように考える。王権は人民の権力委託に由て成立しているから王権は人民自身なのである。暴君が暴力をふるって人民の生命や財産を奪うことは、だから人民が自分で自分の生命や財産を奪うことになるのであり、そのやうなことは出来ない。「神と自然是人が彼自身の保持を否認するようなやりかたで自分自身を放棄することを決して許さない。そして彼は彼自身の生命を取りあげるとは出来ならぬのであるから、彼は他人にそれを取りあげる権力を与えることも出来ない」 (Two Treatises of Government, London, printed for Whitmore and Fenn, Charing Cross; and C.Brown,Duke Street, Lincoln's-Inn-Fields, MDCCXXI, p. 335) ジ・ラックの論法で彼は反抗の権利を生じさせる状況を説明して行つのである。ロックの理論をダンはさらに次の如きで説明する。君主は臣民と同じように罪ぶかい人たわ (sinful men) であるから、彼の権力は遅かれ早かれ乱用されねばならぬは確実である。そしてこのことが革命を導入し、また君主の権威にかせをはめる政治形式の発達をもたらす。

(Dunn, op. cit., p. 119) 「政府論」[1]部・[1]目録におけるロックは次のよひに加へて、「The people generally ill treated, and contrary to right, will be ready upon any occasion to ease themselves of a burden that sets heavy upon them」 (Two Treatises of Government, op. cit., p. 381)

(73) Laski, H. J. op. cit., p. 44

(74) 彼は次のように主張してゐる「何人も彼の隣人が自分と異なつた宗教を信じてゐるから、こゝへて危害を受けん訳ではなま。いかなる市民社会も其の構成員の宗教が相互に異なつてゐるから、こゝへて危害を蒙る訳ではなし」 (Fraser, A. C., Locke, London, 1890, p. 94)

(75) Fraser, op. cit., pp. 95, 96.

(76) Laski, op. cit., p. 44

(77) J. W.Gough は次のよひに加へて、「彼の政治的見解は其の構造においても詳細な点においても独創的なものではなかつた。彼の議論と彼に先立つて活躍した多くの学者たちの議論との間には、類似点が認められる」 (J. W. Gough, op. cit., p. xii (Introduction))。チャーチ・クリンストンはロックの古くからの親密な友人 James Tyrrell の著書 Patriarcha non Monarcha, London, 1681 ジ・ラックの市民政府論が其の議論のすすめかたにおいて非常に似てゐることを指摘してい

⑩ (M. Cranston, Locke, p. 14)°

ロッカは英國革命 (English Revolution) の出現せんがために「政府論」を書いた。それ故、ホーリーが支配者と被支配者との契約がひとたびなされるも、決してそれを破ることは出来ないとしたのに対し、ロックの議論は社会は破るい出来ない契約にむすぶことである。社会と其の社会がつくった出した政府との間の契約は、或る種の状況下におこてば破る」とが出来ると述べた (E. F. Bowman, An Introduction to Political Science, London, 1927, p. 186)

ウエストン・バスターの議会がアイルランドの羊毛産業を破滅させるような法律を採択した時、彼は既にロックの「政府論」を讀んでおり、アイルランド人が社会契約の恩恵から除外されていよいよに疑問をいだいた。當時アイルランドの議会は英國議会の監督下にあり、英國議会の決議はアイルランドの法律としての効力をもつた。彼はロックに抗議の手紙をおく。『やあが、この間の事情をバスク・マニエは次のものと書くべし。 Molyneux, dans une de ses lettres, demandait « à l'auteur des Traité du gouvernement s'il était juste d'imposer des lois à un pays sans le consentement du people et sans en consulter les représentants. » (Bastide, C., John Locke, ses théories politiques et leur influence en Angleterre, Paris, 1906, p. 286)

⑪ Charles E. Martin, An Introduction to the Study of the American Constitution, Los Angeles, 1925, pp. 5, 6. には次のものな記述がある。「ロッカの著作はアダム・オーナスの教科書となつた。權威の源泉と恒久性を探求するにあたつて、彼はいまやロックの著作に根拠を求めた。ロッカの理念は独立宣言の中に取り入れられた。やしらやれば、アメリカ革命の正当化に役立つたのである。」

Carl Becker, The Declaration of Independence : A Study in the History of Political Ideas, New York, 1922, p. 27 には次のような記述がある。「大部分のアメリカ人は、ロックの著作を一種の政治的福音書として吸収した。そして独立宣言は其の形式においても其の言葉でかじにねじり、ロックの市民政府の論の中のいくつかの文節の密接な踏襲だのやあべ」。

Marian D. Irish and James W. Prothro, The Politics of American Democracy, London, 1962, p. 506 には次のものだ記述がある。「十七世紀英國の清教徒革命、「名誉革命」の哲学者・公爵・ロッカ——彼の理念は一七七六年の独立宣言があつた。」

ジョン・ロックとトマス・ホップス

立宣言と一七八七年の憲法の両方に滲透している』。